

くらしき作陽大学・作陽短期大学公的研究費等の管理・監査に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正、令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」及び「科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）」の趣旨及び内容を踏まえ、くらしき作陽大学・作陽短期大学（以下「本学」という。）における公的研究費の管理・監査等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費等」とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金
- (2) 前号以外の公的機関から助成を受けた研究費
2. この規程において「構成員」とは、本学に所属する非常勤を含む、教育職員、事務職員、技術職員及びその他関連する者をいう。
3. この規程において「直接経費」とは、研究の遂行に直接必要な経費をいう。
4. この規程において「間接経費」とは、研究の実施に伴う管理等に必要な経費をいう。

(法令等の遵守)

第3条 構成員は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び関係法令、並びに本学の諸規程、交付等の際の諸条件を遵守しなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 本学に、本学全体を統括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置く。

2. 最高管理責任者は学長とし、その職名を公表する。

3. 最高管理責任者は、次の各号に定める役務を果たすものとする。

(1) 不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、これらを実施するために必要な措置を講じる。

(2) 統括管理責任者及び公的研究費コンプライアンス推進責任者、経理管理責任者が責任を持って公的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

(3) 不正防止策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する理事会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について理事等と議

論を深める。

(4) 最高管理責任者は、自ら学部（短期大学においては学科。以下、同じ）及び関連部署に足を運んで不正防止に向けた取り組みを促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識向上と浸透を図る。

(5) 不正防止に率先して対応することを内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努める。

（統括管理責任者）

第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）を置く。

2. 統括管理責任者は事務局長とし、その職名を公表する。

3. 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告する。

4. 統括管理責任者は、公的研究費コンプライアンス推進責任者及び経理管理責任者に必要に応じて改善を指導することができる。

（公的研究費コンプライアンス推進責任者）

第6条 本学に、本学の学部における公的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下「公的研究費コンプライアンス推進責任者」という。）を置く。

2. 公的研究費コンプライアンス推進責任者は各学部の学部長（短期大学においては、学部長）とし、その職名を公表する。

3. 公的研究費コンプライアンス推進責任者は統括管理責任者の指示を受けて、次の各号に定める役務を果たすものとする。

(1) 自己の管理監督又は指導する学部における公的研究費の適正な運営・管理対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、学部の公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、公的研究費コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 自己の管理監督又は指導する学部において、定期的に啓発活動を実施する。

(4) 自己の管理監督又は指導する学部において、構成員が、適切に公的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

（経理管理責任者）

第7条 本学に、公的研究費の経理に関する実質的な責任と権限を持つ者（以下「経理管理責任者」という。）を置く。

2. 経理管理責任者は、事務局財務関連部署の長とする。

3. 経理管理責任者は、公的研究費等の経理事務、申請事務、使用に関する企画・立案を行い、公的研究費コンプライアンス推進責任者に対して、必要に応じて運営・管理の改善指導を行うことができる。

(監事)

第8条 本学に、公的研究費等の適正な運営管理を監査する者（以下「監事」）を置く。

2. 監事は、学園監事とする。

3. 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認し、意見を述べる。

4. 監事は、特に、統括管理責任者又は公的研究費コンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映しているか、また、不正防止計画が適正に実施されているかを確認し、意見を述べる。

(公的研究費コンプライアンス教育・啓発活動)

第9条 公的研究費コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に不正防止対策の理解を促進することを目的として、公的研究費コンプライアンス教育を実施する。

2. 公的研究費コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。

3. 公的研究費コンプライアンス推進責任者は、公的研究費コンプライアンス教育をあらかじめ一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。

4. 公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員は、公的研究費コンプライアンス教育の内容等を遵守する義務があることを理解し、意識の浸透を図るために、次に掲げる事項を記した誓約書等を最高管理責任者に提出しなければならない。

(1) 本学の規則等を遵守すること

(2) 不正を行わないこと

(3) 規則等に違反して、不正を行った場合は、本学や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること

5. 公的研究費コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究費等の運営・管理に係る全ての構成員に対して、公的研究費コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

6. 公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を定める。

(構成員の責務等)

第10条 構成員は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、関係法令、本規

程及び別に定める行動規範並びに本学の諸規程等を遵守し、公的研究費等を適正に執行しなければならない。

2. 公的研究費等の交付を受けた研究代表者は、本学以外の研究機関に所属する研究分担者がいる場合には、当該研究者が使用する分担金について、当該分担者が所属する研究機関等に配分する手続きを本学に委任しなければならない。

3. 構成員は、公的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの周知を徹底する。

(経理事務)

第11条 研究者に交付された補助金は、理事長名義の銀行口座において財務関連部署が出納管理するものとする。

2. 研究者は、公的研究費等(直接経費)を支出する場合は、教育関連部署に執行願いを提出し、所定の手続きを経なければならない。

3. 財務関連部署は、前項の執行願いを受けたときは、本学経理規程等に定めるところにより決裁を受けなければならない。

4. 公的研究費等の使用ルールについては、配分機関の定めに準ずる。

5. 研究者は、直接経費から生じた利子及び為替差益を、本学に譲渡しなければならない。

6. 財務関連部署は、研究費等の収支を明らかにした証憑書類を、研究種目別及び研究代表者別に整理のうえ、研究費等の交付を受けた年度終了後5年間保管するものとする。

(設備等の寄付)

第12条 公的研究費等により購入した設備、備品及び図書等の資産(以下「設備等」という。)を取得した研究者は、直ちに本学に設備等を寄付しなければならない。

2. 研究者が当該補助対象期間中に他の研究機関等に所属することとなった場合には、その求めに応じて当該設備等を研究者に返還するものとする。

(間接経費)

第13条 公的研究費等の交付を受けた研究者は、間接経費を速やかに本学に譲渡しなければならない。

2. 本学は、研究者から間接経費の譲渡を受け入れ、これに関する事務を行う。

3. 間接経費の取扱いについては、別に定める。

(告発窓口)

第14条 本学における公的研究費等に関する不正行為に対し学内外からの告発等に対応するため、告発窓口を置く。

2. 告発窓口は、事務局教育関連部門の部署とする。

(不正防止計画の策定・実施)

第15条 本学に、大学全体の観点から不正防止計画の推進を担当する部署（以下、「不正防止計画推進部署」という。）を置く。

2. 不正防止計画推進部署を、事務局教育関連部署とする。

3. 不正防止計画推進部署は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 統括管理責任者とともに大学全体の具体的な対策(不正防止計画、公的研究費コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。)を策定・実施し、実施状況を確認する。

(2) 監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

4. 次の各号に準拠し、不正防止計画の策定・実施に当たる。

(1) 不正防止計画推進部署は、内部監査部門と連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。

(2) 最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、統括管理責任者及び不正防止計画推進部署は、機関全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。

(3) 不正防止計画の策定に当たっては、上記(1)で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正を図る。

(4) 学部は、不正根絶のために、不正防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

(適正な運営・管理活動)

第16条 財務関連部署は、公的研究費等の予算執行状況を検証し、予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、公的研究費コンプライアンス推進責任者にその旨報告するものとする。

2. 前項の報告を受けた公的研究費コンプライアンス推進責任者は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。

(業者等への対応)

第17条 取引業者は、次に掲げる事項を記した誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。

(1) 本学の規則等と遵守し、不正に関与しないこと

(2) 内部監査、その他調査において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること

(3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと

(4) 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

2. 公的研究費等の不正使用等に関与したことが明らかとなった業者は、以後期間を定めて本学との全ての取引を停止する。

(発注・検収)

第18条 公的研究費等の執行に係る発注・検収業務は原則として事務局が行う。

2. 事情により、前項に抛りがたい場合は、発注・検収を行う者は、事務局に代わる適正な発注、検収を行うこととし、証憑書類等を保管するとともに、事務局等の事後確認に協力するものとする

3. 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務部門が実施する。

4. 備品については寄付の後、本学備品台帳にて管理し、その他金券、切手等については、本学所定の管理簿によって管理し、年度末に照合を行う。

5. 研究者の出張については、本学の規程に従う。

6. 特殊な役務の検収ルールについては別に定める。

(相談窓口)

第19条 本学に、公的研究費等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を置く。

2. 相談窓口は、事務局財務関連部署とする。

3. 相談窓口は、本学の公的研究費等に関する問い合わせに誠意を持って対応し、本学における適正な研究の遂行等に資するよう努めるものとする。

(監査、モニタリング)

第20条 統括管理責任者は、公的研究費の補助を受けた研究の中から、無作為に抽出した研究について毎年10月末までに内部監査を実施する。

2. 内部監査は統括管理責任者が指名した者が行う。

3. 内部監査実施者は、内部監査において不正行為等が明らかとなった場合は、直ちに統括管理責任者及び最高管理責任者に報告するものとする。

4. 内部監査部門は、大学全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているか検証する等、大学全体の見地に立った検証機能をはたすものとする。

5. 内部監査結果等については、公的研究費コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、大学全体として同様のリスクが発生しないよう徹底するものとする。

6. 監査基準については、別に定める。

(改廃)

この規程の改廃は、理事会の議決を経て、理事長が決定する。

附則

1. この要領は、平成19年11月1日から施行する。

附則

1. この要領は、平成27年4月1日に一部改正し、同日から施行する。

附則

1. この要領は、2020年4月1日に一部改正し、同日から施行する。

附則

1. この規程は、2022年（令和4年）4月1日に一部改正し、同日から施行する。